

## 景観法運用にあたって活用した科学的根拠

自治体名：京都府

導入時期：平成8年2月～

事例名称：D/H比を用いた地域のシンボル道路沿いの壁面後退距離の設定

根拠区分：学術知見/実態調査/他制度根拠/その他（ ）活用区分：区域設定/制限設定/処分等判断/その他（ ）

事例概要： 当該地域は、関西文化学術研究都市建設促進法で定められた地域であり、文化、学術及び研究の中心となるべき都市の建設をすることとされている。地域周辺は、ゆるやかな丘陵の緑等の自然が多く残されており、「緑の中の都市」の建設を目標としている。地域のシンボル道路では、周辺の自然環境、沿道の土地利用等との調和を図り、優れた景観を結ぶ連続性のある一体的な道路景観の形成に取り組んでいる。中でも、地域のシンボル道路となる精華大通り沿いでは、大規模研究施設が立地するため、建築物の高さと視点からの水平距離の比であるD/Hを3となるよう、壁面後退距離を40mに設定し、周辺の自然と大規模研究施設群が、視野におさまる計画としている。

※D＝精華大通り線50m＋壁面後退距離40m

※H＝沿道建物法定最高高さ31m（都市計画法の高度地区により最高高さ31mに規制）

活用対象：景観法第8条第4項二号ハの壁面位置の制限の設定根拠として活用

考え方：建物と視点間の距離（D）と建物の高さ（H）の比率が、D/H=3 仰角18° の関係にあるとき、街並みと一群の建築物を見ることができるとされており、周辺の自然環境とその自然環境との調和に配慮した大規模研究施設群を視野におさめることで、地域の目標である「緑の中の都市」という景観形成ができると考えた。

引用元：芦原義信『街並みの美学』岩波書店、街路の景観設計『土木学会編』技法堂出版

その他：